



裁定申請の概要

(1) 申請日

平成22年6月24日

(2) 申請者及び申請に係る放送事業者

高知県の有線テレビジョン放送事業者「よさこいケーブルネット株式会社」が、「テレビせとうち株式会社」(テレビ東京系)の放送の再送信同意に係る総務大臣の裁定を申請。

有線テレビジョン放送事業者(裁定申請者)		申請に係る放送事業者	
事業者名	業務区域	事業者名	放送対象地域
よさこいケーブルネット株式会社	高知県須崎市、土佐市	テレビせとうち株式会社	岡山県、香川県

(3) 再送信しようとするテレビジョン放送

テレビせとうち株式会社所属西讃岐テレビジョン中継局の放送

(4) 裁定申請の理由

再送信同意について協議が不調のため

裁定申請に関するこれまでの経緯について



これまでの経緯

(平成22年)

- 6月24日: 裁定申請。

(平成23年)

- 2月28日: 有線テレビジョン放送法第13条第4項に基づき、テレビせとうち株式会社に意見書の提出を要請。
- 3月18日: テレビせとうち株式会社が意見書を提出。
- 4月7日: 情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会第5回会合を開催。
 - ・有線テレビジョン放送法第26条の2に基づき、裁定について諮問。
 - ・裁定申請者(よさこいケーブルネット株式会社)及び裁定対象者(テレビせとうち株式会社)から意見聴取。
 - ・諮問に対する今後の進め方について意見交換。
- 4月21日: 情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会第6回会合を開催。
 - ・答申骨子案について議論。
- 5月18日: 情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会第7回会合を開催。
 - ・答申案について議論。
- 5月27日: 情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会第8回会合を開催。
 - ・答申案について議論。
- 6月3日: 情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会第9回会合を開催。
 - ・答申案について議論。
- 6月10日: 情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会第10回会合を開催。
 - ・答申案について議論。
- 6月15日: 情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会第11回会合を開催。
 - ・答申案について議論。
- 6月20日: 情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会第12回会合を開催。
 - ・答申案について議論し、答申。
- 6月21日: 答申を踏まえ裁定。

今回の裁定について



・テレビせとうち株式会社の放送の再送信について、同意をしない正当な理由があると認められるため、同意すべきとは認められない旨裁定。

	テレビせとうち株式会社の主な主張	判断
1	・再送信により、「放送の地域性に係る意図」が侵害される。	<p>(「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度)</p> <p>区域外再送信を実施した場合、一定程度の「放送の地域性に係る意図」の侵害が認められる。</p> <p>(受信者の利益の程度)</p> <p>テレビせとうち株式会社の放送対象地域と申請者の業務区域との間の人・物等の交流状況等（通勤・通学等人の移動状況は極めて小さい、経済的取引状況は極めて小さい、電波のスピルオーバーはない、視聴習慣・視聴実態はない）から、「受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得」の観点からみた受信者の利益は極めて小さい。</p> <p>(比較衡量)</p> <p>受信者の利益が極めて小さいため、「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が受忍限度内にあるとは言えず、再送信に同意をしない正当な理由と認められる。</p>
2	・放送番組の販売収入が大幅に減少する。	・放送事業者の番組編集上の意図と関わるものではなく、再送信に同意をしない正当な理由とは認められない。